

様式第17号（第20条関係）

ひたちなか市指令第5795号

許 可 証

住 所 ひたちなか市
大字津田2554番地の2
氏 名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男

令和5年9月25日に申請のあった「一般廃棄物処理業」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	ひたちなか市大字津田2554番地の2 勝田環境株式会社
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 剪定枝, 刈草, 幹, 根, 混合ごみ, 一般ごみ, 不燃ごみ, ガラスくず, 可燃ごみ, 畳, 断熱材, 廃蛍光管 (破碎) 空き缶, ペットボトル (圧縮) 可燃ごみ, 不燃ごみ, 畳, 断熱材 (切断)
収集・運搬及び処分の別	処分[中間処理 (破碎・圧縮・切断)]
処分の場所	ひたちなか市大字高野字大房地 1966番地2, 1966番地5, 1966番地6, 1966番地7, 1967番地1, 1967番地2, 1967番地3, 1967番地4, 1967番地5, 1967番地6
営業の区域	ひたちなか市及び他市町村
処分料金	
営業許可期間	令和5年10月24日から令和7年10月23日まで
条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（市条例等を含む。）を遵守するほか、市長の指示に従うこと。

令和5年10月17日

ひたちなか市長 大谷 明

